

# ご存知ですか？「無戸籍問題」

現在、全国的に深刻な問題として、取り上げられている「無戸籍問題」。  
本市でも、今までに数件の相談がありました。  
ここでは、無戸籍となる原因やその影響、そして無戸籍者を支援する取り組みを紹介します。

## 「無戸籍問題」とは

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載されます。しかし、法務省が実施した調査の結果、何らかの理由により出生の届け出が行われず、戸籍に記載されない人（無戸籍者）が、全国で694人存在することが報告されました。（平成28年10月10日現在）

このことにより、教育や行政サービスが十分に受けられなかったり、住む場所や就労の機会を失ったりなど、社会生活上でさまざまな不利益が生じるといった深刻な問題が明らかになりました。

## 無戸籍の原因

法務省によると、無戸籍となる原因の多くが、（元）夫との婚姻中または離婚後300日以内に子どもを出産した場合に、民法772条の規定によりその子どもが戸籍上（元）夫の子どもと推定されることを避けるためや、（元）夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由で出生届を提出されないことがわかっています。

また、近年、配偶者からの暴力（DV）の増加などといった家族環境の変化により、民法の規定と実態が合わなくなっていることがその背景とも考えられています。

## 無戸籍になってしまう例



前夫の暴力が原因で別居。離婚を望んだが話し合うことができず、裁判へ。



かなりの時間がかかったが、裁判が終わり離婚成立。そのとき、おなかの中には新しいパートナーとの子どもを授かっていた。



おなかの子どもと父親と結婚し、赤ちゃんが誕生。



出生届を出そうとしたが、離婚成立から300日以内の出産だったため、民法の規定により前夫の子どもと推定されてしまうことがわかり、出生届を出さなかった。

## 早期の把握と適切な支援を!!

さまざまな理由で出生届が提出できないことで戸籍に記載されていないため、各種行政サービスが受けられないなどで困っている場合は、法務局や市民課市民年金係、または福岡県弁護士会に相談してください。

無戸籍者の存在は、行政だけでは確認できない問題です。戸籍がない場合でも、一定の要件を満たせば多くの行政サービスを受けることができます。決してひとりで悩まず、あきらめず、まずは身近な窓口へ相談してください。

戸籍は日本の国籍を証明する大切なものです。それぞれの事情に合わせながら、どのような手続きができるかを一緒に考えましょう。

## 相談窓口（相談料無料・秘密厳守）

- 福岡法務局戸籍課 ☎092-721-9334（平日8時30分～17時15分）
- 市民課市民年金係 ☎44-2000 [内線106]（平日8時30分～17時）
- 福岡県弁護士会子どもの人権110番 ☎092-752-1331（土曜日12時30分～15時30分）

ようこそ  
市民課窓口へ



受け取りはお済みですか？

# マイナンバーの「通知カード」

市では、平成27年11月中旬から、マイナンバーの「通知カード」を世帯ごとに簡易書留で郵送しています。

受け取られなかったり、宛先不明で配達されなかったりした「通知カード」は、平成28年12月末現在で約800世帯分。これらの「通知カード」は市民課で保管しています。

届けられなかった「通知カード」を受け取るためには、市民課に来ていただかなければなりません。「通知カード」が届いていない人は問い合わせください。

## 1 マイナンバーを使う場面はこんなとき！

- 会社の給与や扶養に関する手続きをするとき
- パートやアルバイトで勤務するとき
- 健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険制度などの手続きをするとき
- 生活保護や障害者福祉に関する申請をするとき
- 所得税などの確定申告のとき（平成29年2月16日～3月15日の申告から必要です）
- 中長期在留者や特別在留者などの外国籍のみならず、税や社会保障の手続きなどにマイナンバーを使用します。

## 2 マイナンバーカードとは!?

マイナンバー制度では、「マイナンバーカード」・「通知カード」・「個人番号カード」という3つの名前を聞くことが多いのではないのでしょうか。ただし、「マイナンバーカード」と「個人番号カード」は呼び方が違うだけで、同じものです。つまり、カードの種類は「通知カード」と「個人番号カード」の2枚です。



## 3 「個人番号カード」は申請した人に交付！

写真付きの「個人番号カード」を申請した人には、市役所から「個人番号カード」の交付通知書が届きます。交付通知書が届いたら、必要なものを持って市役所1階市民課市民年金係に「個人番号カード」を受け取りに来庁してください。

### ●受け取りに必要な持ち物

- ①交付通知書
  - ②通知カード
  - ③印鑑（スタンプ印は不可）
  - ④写真付きの本人確認書類（ない場合は健康保険証、年金手帳など2点）
  - ⑤住民基本台帳カード（持っている人のみ）
- ※代理人が受け取りに来る場合は、事前に連絡してください。

### ●受け取りの際、暗証番号の設定が必要です。

- 事前に準備してください。
- ①暗証番号（数字4ケタ）の設定が必要です。
  - ②「署名用の電子証明書」が必要な人は、数字4ケタの暗証番号のほかに英数字6文字以上16文字以下の暗証番号の設定が必要です。（英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までのいずれも1つ以上が必要）

※個人番号は、さまざまな場面で一生使うものです。写真付きの「個人番号カード」を申請しない場合は、「通知カード」を大切に保管してください。